

平成29年度 事業承継補助金 Q&A

1. 補助対象者（全体）について	Q	A
1-1	年齢や性別の制限はありますか。年齢や性別で有利不利はありますか。	年齢や性別による応募の制限はありません。なお、平成25年6月21日に公布された小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）を受け、これから創業する女性や若者に対しては一定の配慮を行います。
1-2	特定非営利活動法人を対象としているのは何故ですか。	創業形態が多様化している中、会社や個人事業主と同様に特定非営利活動法人が雇用の創出及び地域活性化に一定の役割を果たしていることに鑑み、応募対象者に特定非営利活動法人も含めております。
1-3	一般社団法人や一般財団法人の設立は対象になりますか。	一般社団法人や一般財団法人等は対象外となります。他にも事業協同組合、商工組合特定目的会社、農事組合法人、任意のグループは対象になりません。
1-4	外国人の応募は可能ですか。	外国人の方でも応募は可能です。応募書類の住民票は「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了日」「30条45規定区分」の項目が明記されたものを提出してください。但し、創業時（法人設立、個人開業）に「日本人の配偶者」「永住者」「永住者の配偶者」「定住者」のビザがない場合は、「経営・管理ビザ」が必要となりますので、予め確認をしておいてください。補助対象期間内に創業ができない場合は、募集対象者の要件を満たしていないと判断します。
2. 補助対象者（事業承継）について	Q	A
2-1	この補助金での「事業承継」の定義を教えてください。	平成29年4月1日の2年前の日（平成27年4月1日）から、補助事業期間完了日（平成29年12月31日）までの間に代表者の交代を行った者、または行う予定の者です。なお、新たな代表者が先代経営者の親族以外の方である場合も対象に含まれます。
2-2	会社の場合の事業承継について、先代の経営者は役員を退任しなくてはならないのですか。	先代の経営者は、代表権を有しない役員に留まることが可能です。
2-3	個人事業の場合の事業承継についてはどのようにして確認しますか。	個人事業者の場合は、先代経営者の廃業・後継者の開業届等の書類を確認しますが、先代の廃業届等がない場合でも後継者が事業承継をしたこと又はすることが確認できれば、交付対象となります。
2-4	承継する後継者が2名いて、その2名が共同代表者となることは可能ですか。	3-1の定義を満たしているのであれば、承継する後継者の人数に限定はありませんが、先代は代表を退任している必要があります。
2-5	先代経営者（代表権を有している者）が複数いる場合には、全ての代表者が代表権を退任する必要がありますか。	全ての代表者が代表権を退任する必要があります。
2-6	個人事業主の場合、事業承継する後継者が個人事業の開業ではなく新しく会社を立ち上げる場合は事業承継となりますか。	個人事業主として事業を行っていた先代経営者から、当該事業を承継した後継者の方が新しく会社を立ち上げる場合は、「事業承継」となります。ただし、先代経営者から「事業」を承継したと言えない場合には「創業」として整理しますので、お問い合わせください。
2-7	事業承継で新事業・新分野への進出を行う場合、既存の事業は行っても良いのでしょうか。	問題ありません。
2-8	事業承継について、M&Aによる新事業・新分野進出は対象となりますか。	M&Aであっても事業承継の定義や他の条件に該当すれば対象となります。
2-9	事業承継において、休眠会社を新代表の元で復活させ、新事業を行う場合は対象となりますか。	応募時に休眠している場合は、補助対象外となります。
2-10	事業承継の場合、応募者は誰になるのですか。	応募時に先代経営者が代表の場合には、先代経営者が代表者として応募し、事業承継した時点で計画変更により代表者の変更を行うこととなります。なお、応募の時点で既に事業承継をしている場合は、後継者を応募者として応募して下さい。

平成29年度 事業承継補助金 Q&A

2-11	特定非営利活動法人が事業承継を行う場合、事業承継として認められるために必要な条件は何ですか。	理事が全員変更されるとともに、当該者が社員からも変更される事を指します。ただし、定款により代表権が制限されている理事については、変更する必要はありません。
2-12	経営革新等に伴い、事業所の廃止や既存事業の廃止・廃業を行う場合の補助金額の上限はいくらですか。	500万円です。（経営革新等にかかる費用として200万円、事業所の廃止や事業の集約・廃止にかかる費用として300万円、廃止・集約費用のみは不可）
2-13	事業承継の応募書類にある直近の確定申告書・決算書が提出できない場合はどのようにしたら良いですか。	原則として申請会社の決算書を提出いただくことになっておりますが、直近の期に会社の合併を行ったこと等により新会社の決算書等が存在しない場合には、旧会社の決算表など、実態がわかるものを提出頂く必要があります。
2-14	事業承継の場合、創業補助金のような外部資金の調達の有無による補助金額の違いはありますか？	事業承継補助金においては、外部資金の調達を要件にはしていません。
2-15	産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けていますが、証明書の発行が応募期限に間に合わない場合はどうすればよいですか？	「平成29年度創業・事業承継補助金に係る認定市区町村又は認定連携創業支援事業者による特定創業支援事業に係る確認書」をご提出ください。 ※本ウェブサイトダウンロードページで様式をダウンロードできます。 その後、事業完了日までに【証明書】を発行してもらい提出をお願い致します。
2-16	地域創業促進支援事業を受けたのですが、証明書という名称の書類がありません。どうすればよいですか？	地域創業促進支援事業を受けた方については、書類の名称に関わらず、地域創業促進支援事業を受けたことを証する書類（修了証等）を提出してください。
2-17	中小企業大学校の実施する経営者・後継者向けの研修を受けていますが、証明書の発行が応募期限に間に合わない場合はどうすればよいですか？	個別にお問い合わせください。
3. 補助対象事業について		
	Q	A
3-1	同一の事業内容であっても、補助事業期間が異なる場合は本補助金と国（独立行政法人を含む）の他の補助金の両方を利用しても構わないですか。	補助事業期間が異なる部分については、他の補助金を利用しても重複利用には該当しません。
3-2	同一期間内に本補助金と地方自治体の補助金の両方を利用することはできますか。	可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。（例えば、地方自治体による家賃補助を受けている場合、創業・事業承継補助金においては家賃補助を受けることはできません。）
3-3	重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響がありますか。	利用を予定する（利用している）他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とならないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とする趣旨ではありません。 創業・事業承継補助金及び重複利用にあたる補助金の両方に採択された場合は、どちらを活用するかを選択してもらうことになります。
3-4	外部資金の調達について、保証協会付きの融資の利用は可能ですか。	信用保証を利用することは可能です。応募時点で保証協会の審査が通っている必要はありませんが、補助事業期間中に融資を受ける必要があります。

平成29年度 事業承継補助金 Q&A

4. 補助対象経費について	Q	A
4-1	国内に本社は構えた上で、更に海外に店舗等を設ける場合、海外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。	海外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象となりません。海外店舗設置に伴う、許認可のために海外の官公署へ支払われる費用も対象となりません。
4-2	設備費について、中古品は対象になりますか。	中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。
4-3	ソフトウェアの購入費は、補助対象になりますか？	「(様式2)事業計画書(2)事業内容①事業の具体的な内容」に記載された事業のみに利用する特定業務用ソフトウェアに限り対象となります。家庭用・一般事務用ソフトウェアの購入費やライセンス費用については対象となりませんのでご注意ください。
4-4	本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象になりますか。	三親等以内の親族については、補助対象外です。
4-5	税理士報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。	補助対象経費としては謝金として計上することは可能です。金額は応募者と税理士の当事者間で調整の上、決定してください。
4-6	交付決定日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか。	補助対象とはなりません。
4-7	外注費と委託費は何が違いますか。	外注費は請負契約を締結しているような場合を指します。たとえばホームページの制作を依頼した場合は外注費、ホームページ完成後の管理業務を依頼した場合は委託費となります。
4-8	募集要項 P14 IVその他(1)その他費用【対象とならない経費】の中に「事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代とありますが、他にはどのようなものが消耗品として考えられますか。	例) 宿泊施設・飲食店などで使用する調理器具(鍋・包丁等)、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン・ユニフォーム等が消耗品としての扱いとなります。
5. 応募手続きについて	Q	A
5-1	同一人物が2事業(2社)の補助金申請はできますか。	同一者での応募は、「創業」「事業承継」のいずれか1件とします。
5-2	応募書類の提出方法を教えてください。	郵便・宅配便・バイク便等で、お送り下さい。直接、事務局へのご持参での受付(受取)は、行っておりませんので、ご注意ください。
5-3	応募書類に不足があった場合の連絡について	全ての書類が揃っていて、はじめて審査対象となります。応募書類に不足があっても連絡はしておりません。書類を確認した上でご応募ください。
5-4	補足説明資料が、A4判片面印刷10枚程度と記載があるが、枚数に制限はありますか。	あります。10枚程度にまとめてください。また、A4判両面印刷・A3判印刷は不可となります。
5-5	電子媒体は、CD-Rのみですか？USBでも、よろしいでしょうか。	CD-Rのみです。
5-6	応募書類の締切日を教えてください。	6月2日(金)消印有効です。また電子申請は6月3日(土)17時が締め切りです。
5-7	事業承継、登記簿変更申請済みだが、応募締め切りまでに登録完了しません。応募は新代表名で、いいですか？	登記の変更申請を行ったものの応募期間終了までに、登記手続きが完了していない場合であっても、新代表者名で応募して下さい。(登記手続きが完了後速やかに、履歴事項全部証明書等を提出して下さい。)

平成29年度 事業承継補助金 Q&A

6. 審査・採択について	Q	A
6-1	事業承継で申し込む場合、現在の事業は審査の対象ですか。	審査における主な着眼点は、新たな取組の独創性のほか、実現可能性や収益性、継続性などとなります。このため、既存の事業に対してどのように経営革新に取り組むのか、また既存事業にどのような成長が期待できるのか、といった観点から、既存事業の状況を含め総合的に判断します。
6-2	事業計画書は募集要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。	審査項目の一つとなりますので、明確な記載をお願い致します。
6-3	経営力向上計画の認定を受ける場合は、応募時点で経営力向上計画の認定を受けている必要はありますか。	経営力向上計画の認定を受ける場合は、原則として、応募時の提出必要書類として経営力向上計画の認定書の写しが必要です。もし、応募時点で認定申請中の場合には、申請書の写しを提出してください。その後、認定され次第速やかに、認定書の写しを提出してください。認定書がない場合には、交付決定を行うことができません。
6-4	経営力向上計画の認定を受けている場合は、補助対象事業について、経営力向上計画に記載されている必要はありますか。	その必要はありません。
6-5	経営力向上計画の認定に基づき固定資産税の特例を受けている場合など、この補助金と税制の併用はできるのですか。	経営力向上計画認定に基づく固定資産税特例、中小企業経営強化税制については、本補助金と併用することができます。ただし、他の税制については税法上、補助金との併用が認められない場合がありますので、税理士等にご相談ください。
6-6	面接はありますか。	書面による審査となります。
6-7	補助金の採否結果はどのような方法で通知されますか。	応募者全員（ご本人）に対し事務局から文書による採否結果の通知を行います。
6-8	特定非営利活動法人の審査基準を教えてください。	個人事業や会社等と同様で、事業の独創性、実現可能性、収益性、継続性、資金調達の見込みにより判断させていただきます。
6-9	過去の応募数・採択された数は、どれくらいでしょうか。また、採択率はどれくらいですか。	過去の採択件数・採択率に関しては、中小企業庁のHPでご確認ください。
7. 補助金の交付について	Q	A
7-1	事業完了後の補助金交付については、どのような手続きで交付されるのですか。	補助事業の完了後、補助事業者は30日以内に実績報告書を事務局に提出していただきます。事務局において、確定検査を実施し、事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額が確定した後、精算払いする形となります。実績報告書の提出から補助金の交付まで2～3ヵ月程度を要します。
8. 交付決定後の注意事項	Q	A
8-1	一定以上の収益が認められた場合、補助金の額を上限として一部わ納付する場合がありますと記載されていますが、なぜ補助金を返さなければいけないのですか。	国税からなる補助金が、一企業の利益となってしまうようなことは好ましくなく、補助金の交付による事業によって得た収益は、納付することとしています。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用となります。
8-2	補助事業期間完了後、5年間は事業化状況を事務局へ報告する必要がありますが、どのようにすれば良いのですか。	採択後に配布される様式により、事務局へ提出していただきます。
8-3	補助事業期間は平成29年12月までなのに、なぜ5年間の事業化報告が必要なのですか。	国税からなる補助事業の効果を適切に把握するためです。
9. その他	Q	A
9-1	本Q&Aに記載されていない注意事項はありますか。	あります。本Q&Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。本補助金の対象となる業種は膨大であるため、本Q&Aに記載されているものは、ほんの一部にすぎません。後日、事務局より配布される「補助金事務取扱説明書」を十分にご確認ください。不明な点は事務局迄、お問い合わせください。